つきみ野剣友会規約

第１章　総則

第１条　本剣友会は、つきみ野剣友会(以下本剣友会という)と称し大和市剣道連盟に所属する。

第２条　本剣友会の事務所は、事務局長宅におく。

第２章　目的および事業

第３条　本剣友会は、剣道の理念に基づき、剣道の振興を図るとともに加盟会員の相互の親睦融和をはかり、特に青少年指導育成に努力を図るものとする。

第４条　本剣友会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(１)別に定める定期の剣道(居合)の稽古

(２)剣道(居合)に関する大会、加盟団体相互の連合稽古への参加および後援

(３)剣道(居合)の段級審査の支援、教育

(４)剣道(居合)に関する功労者の表彰および上申

(５)対外試合等の選手派遣

(６)その他本剣友会において必要と認められる事項

第３章　会員

第５条　本剣友会は、次の会員をもって組織する。

(１)会員

(２)名誉会員

第６条　本剣友会の会員の入退会は別に定める様式により行う。

第７条　本剣友会の会員は、転勤、転居、部活動等の事情により稽古等への参加が困難になった場合、事務局に書面を提出し、一時的に休会することができる。また復会する場合は、事務局に書面を提出する。

第８条　名誉会員は総会において推薦するものとする。

第４章　権利および義務

第９条　本剣友会の会員は次の権利および義務を有する。

(１) 本剣友会主催の大会、研究会、講習会等に出席することができる。

(２) 本剣友会主催の大会、研究会、講習会等に積極的に参加、支援

しなければならない。

（3）上部団体へ推薦ならびに手続き、段級の審査の手続きを受けることができる。

（4）本剣友会の会員は別に定める会費を納入しなければならない。但し、休会中の会員は会費を納める義務はないものとする。

（5）会員は本剣友会の発展に努めると共に義務に反し体面を汚さざるよう心掛けるものとする。

第5章　機関

第１０条　本剣友会には、次の機関をおく。

(1)総会

(2)役員会議

(3)指導者会議

(4)事務局

第１１条　総会は本剣友会の最高議決機関であって、会長以下全会員をもって構成する。

第１２条　総会は年度初めに会長が招集する。また必要に応じ臨時に招集することができる。

第１３条　総会は次の事項を審議・議決する。

(1)規約の改正

(2)事業計画

(3)予算および決算

(4)役員の選出および上部団体に派遣する役員

(5)その他重要事項

第１４条　役員会議、指導者会議は必要に応じて、それぞれ会長、師範、指導部長が招集する。指導者とは参段以上の資格を有する者を言う。

第１５条　前２条に関する会議は、それぞれの構成員の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数の同意により決定する。

第6章　役員

第１６条　本剣友会には、次の役員をおく。

(1)名誉会長	１名
(2)会長	１名
(3)副会長	若干名
(4)師範	１名
(5)師範代	若干名

(6)指導部長　　１名
(7)副指導部長　　若干名
(8)理事長　　１名
(9)事務局長　　１名
(10)会計・事務局補佐　　若干名
(11)会計監査　　２名
(12)顧問　　若干名

第１７条　本剣友会の役員選出方法は次のとおりとする。
（1）名誉会長、会長、副会長、師範、指導部長、理事長、事務局長、会計・事務局補佐、および会計監査は総会において会員およびその保護者より選出する。
（2）師範は師範代を指名することができる。
（3）指導部長は副指導部長を指名することができる。
（4）顧問は会長が指名する。
（5）役員が不在となる場合は総会で承認を得る。

第１８条　本剣友会の役員の任務は、次のとおりとする。
(1)会長は本剣友会を代表し、これを統括する。
(2)副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
(3)師範は剣道技術等指導全般を統括する。
(4)指導部長は剣道技術等全般を指導する。
(5)理事長は事務局を指揮する。
(6)事務局長は本剣友会の事務全般を司る。
(7)会計・事務局補佐は本剣友会の出納業務、予算・決算を統括するとともに事務全般について事務局長を補佐する。
(8)会計監査は本剣友会の会計を監査する。
(9)顧問は会長の諮問に応える

第１９条　役員の任期は１年とする。但し再任は妨げない。
役員は任期終了後、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第７章　会計

第２０条　本剣友会の経費は会費、手数料、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第２１条　本剣友会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第２２条　本剣友会の決算は３月末までに終了し、会計監査の監査を経て

総会に報告しなければならない。

第８章　　付則

第２３条　　施行細則を定める場合は総会に諮って決定する。

第２４条　　本規約は平成 23 年 10 月 1 日より実施する。

以上

平成 25 年 4 月 21 日　　第６章第１６条、第１９条改訂

平成 26 年 4 月 13 日　　第６章第１６条、第１７条改定

施行細則

第１章　　会費

第１条　　入会金は不要とする。

第２条　　本剣友会の会員は下記の会費を納めることとする。

高校・大学・一般・(相当年齢を含む)　　１,０００円/月

中学生以下　　１,５００円/月

名誉会員・未就学児童　　なし

第３条　　本剣友会の会員は全員スポーツ保険に加入することとする。

但し名誉会員はその限りではない。

高校生以上　　１,８５０円/年

中学生以下　　８００円/年

尚、保険金額に変更があった場合は、金額は変更する。

第２章　　合宿

第４条　　本剣友会の会員は、原則全員参加とする。

第５条　　合宿積立金は２,０００円/年とし合宿費の一部とする。

合宿積立金は、合宿不参加者には返金しない。

第６条　　名誉会員は、前２条についてはこの限りではない。

第３章　　特例

第７条　　本剣友会会員で中学校に進学し剣道部に入部した者は、剣道部在籍期間、本剣友会会費は免除とする。

以上

平成 24 年 4 月 8 日　　施行細則第 1 章第 3 条　改定

平成 24 年 4 月 8 日　　施行細則第 3 章第 7 条　追加

平成 25 年 4 月 21 日　　施行細則第 2 章第 5 条　改定

平成 26 年 4 月 13 日　　施行細則第 1 章第 3 条　改定

令和 3 年 4 月 11 日　　施行細則第 1 章第 2 条　改訂